## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年 1月15日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 1月15日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2 <del>号</del> 機	復水脱塩装置(A)樹脂出口弁において、弁駆動用圧縮空気減圧弁に空気の漏えいが認められたため、 当該箇所を点検・修理。 なお、当該減圧弁設置配管の上流側の弁を閉し、空気の漏えいは停止。	GⅢ	
2	2 <del>号</del> 機	復水脱塩装置(J)樹脂出口弁において、弁駆動用圧縮空気減圧弁に空気の漏えいが認められたため、 当該箇所を点検・修理。 なお、当該減圧弁設置配管の上流側の弁を閉し、空気の漏えいは停止。	GⅢ	
3		計算機用静止型無停電電源装置の常用側点検に伴う停止操作において、予備側電源にて受電をせず、常用側を停止したことにより瞬時停電が認められたため、原因調査・対策検討。	GΙ	
4	その他	一次水処理建屋換気空調系電気品室空調機No. 1において、空調機駆動用のVベルトがプーリー(ベルト車)から外れていることが認められたため、当該空調機を点検・修理。	GⅢ	